

ウェルフェア イズ ラヴ💖

2025 年 3 月 20 日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ🌟）

3 月 17 日に、昨年小豆島町で 6 歳の長女を刺したとして、殺人未遂罪に問われた 50 歳の母親に対する地裁の判決が出ましたね。

判決は、懲役 3 年の有罪判決としながらも、5 年の保護観察付き執行猶予が付されましたね。犯行について、「死ぬ可能性のある危険な行為」として殺人未遂罪の成立を指摘しながらも、「うつ病の悪化による心神耗弱状態」だったとして、執行猶予が相当と判断したようです。

長女が 6 歳で、母親の年齢が 50 歳ということを考えると、きっとこの母親は、普段から「この子が成人するまで、しっかりと育てていけるだろうか…」というような不安を常に抱いていたのではないかと想像出来ます。また、島しょ部という特性上、地域子育て支援拠点事業のような子育て支援のサービス提供事業所も乏しかったのではないかと。仮に十分に整備されていたとしても、主な利用者との年齢差等もあり利用を躊躇されていたのかもしれませんが。

なかなか難しいことかもしれませんが、子育て支援事業所や行政のこども家庭福祉窓口で、保護者の年齢と近い・或いは保護者より上の世代の方々に相談対応を行ってもらう等の対応を行うことも大切かと考えます。

保護観察付き執行猶予期間中に、母親を含めこの家庭を支えるチーム連携等の仕組みが整い、この一家が必要な支援に繋がれることを願います。

当事業所 HP にて、ブログ記事としても公開させて頂いておりますので、宜しければ合わせてご覧下さいませ。

<https://lovesocialworker.com/?p=675>

💬 スタッフのヒトリゴト 💬

年度末なので、当事業所代表（個人）もいろいろと整理を行っております。特に、今年度末で入会しているある団体の退会を希望していたり、来年度から新たに入会したいなど考えている団体があるので、諸々の手続について問い合わせたり、古い研修資料等を整理したりしております。

やはり年度末は何かと慌ただしいですが、年度内にきっちりと整理して、気持ちよく新年度を迎えたいと思います💖

♡LOVE のラブラブな実践♡

ある方から教えられて、徳島県の『徳島県子ども未来応援条例』と、徳島県鳴門市の『うずっ子条例』を読みました。

それぞれの条例の内容自体もさることながら、両自治体ともこどもの年齢に応じて複数の啓発ハンドブック（5 ページでの構成）を HP 上で公開されていることは、本当に感激しました。

こどもの年齢に応じた漢字表記、ひらがな表記、ふり仮名の有無等の工夫や、高学年になるにつれて少しずつ、条例制定の背景にある国内法や国際条約の内容にも踏み込んで記述されているといった点が本当に工夫されているように感じました。

また、徳島県の子ども未来応援条例の小学校低学年（小1～小3）向けのハンドブックでは、すごろく遊びを楽しみながら条例の内容を学べるように工夫されておりとても画期的に感じました。

よく、「子ども向けのページ」であったり、「子どもからの意見も募集します」というページを Web サイト上で製作している自治体等があるけれど、ただ漢字にふり仮名を振っただけのページを「子ども向けのページ」としていたり、「子どもからの意見も募集します」と言い、ふり仮名等も振っているけれど、肝心の意見を求める行政計画等は成人を対象としている、ふり仮名もない 200 ページ前後のものが 1 種類のみ公開されているという自治体も多いので、徳島県と鳴門市の姿勢は本当に素晴らしいと思いました。

県内の福祉イベント案内 他♪

高松市 生涯学習課が、「知的障がい者青年教室」（スキップクラブ）のボランティアを募集しております。ちなみに、当事業所代表もこれまで 5 年程ボランティアとして関わらせて頂いており、今年度も継続して関わらせて頂いております。ちなみに今年度の教室は終了しましたが、来年度も継続実施予定とのことです。詳細はホームページをご確認下さいませ。

[「高松市知的障がい者青年教室（愛称：スキップクラブ）」ボランティア募集について | 高松市 \(city.takamatsu.kagawa.jp\)](http://city.takamatsu.kagawa.jp)

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町 1562 番地 伏石ハイツ第 1 201 号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎!!!

来週号も乞うご期待♡